

＜福岡空港新国際線旅客ターミナルビル－5月20日オープン＞－5.

福岡空港国際線旅客ターミナルビルの 施設使用料について

福岡空港ビルディング(株) 小川 聖示

(営業部営業第一課 課長代理)

1. はじめに

福岡空港の旅客ターミナル地区は、国内・国際とも東側に位置しているが、現在新国際線旅客ターミナルビル(PTB)を滑走路を挟んで西側に建設しており、本年5月20日に供用を予定している。このPTBにおいて、旅客利用施設に係る経費の一部を航空旅客から「施設使用料」という名称で徴収することとなった。

旅客から施設使用料として徴収する制度は、国際線のロビー、ゲートラウンジ等の施設が拡大されたことに伴いヨーロッパで創設(1952年)されて以来、諸外国の空港で広く採用されており、旅客サービス施設使用料(Passenger Service Facilities Charge 略称PSFC－成田、関西)や旅客サービス料(Passenger Service Charge 略称PSC－欧州、香港)等の名称で呼ばれている。

福岡の施設使用料は、空港全体を管理している成田空港、関西空港のPSFCとは制度的に少し異なるが、国内では3番目の導入となり、空港ビル会社が旅客から施設使用料を徴収する点では初めてのケースとなる。

2. 導入経緯

施設使用料の導入に至った経緯について簡単に触れることとする。

既存の国際線施設に係る費用については、乗入れ航空会社がすべてを負担しているが、

- ① 年間390万人の国際旅客に対応するため、施設規模が既存ビルに比べ2倍以上(延床面積 約72,200㎡)となり、旅客の利便性・快適性が格段に向上する一方、回収すべき費用も大きくなり、そのすべてを航空会社に負担させることが困難なこと(航空会社からの要望があった)
- ② 福岡空港は20社近い航空会社が国際線を運航

し、かつ就航・運休および増減便が頻繁に行われるため、適正な負担配分を計ることが困難なこと等の理由から旅客にも一部の負担を願う形とした。

料金の設定については、空港管理規制(運輸省令第44号)16条の構内営業料金に関する告示が改正(平成11年1月18日)され、「旅客サービス施設提供業」が新たに加わり、地方航空局長の承認を受けることが定められた。これに基づき、当社は平成11年2月8日に大阪航空局長から構内営業料金の承認を受けて、航空旅客から施設を使用する対価として施設使用料を徴収する運びとなった。

3. 施設使用料の概要

(1) 料金

- 大人(12才以上) : 900円/人
(消費税別)
- 小人(2才以上12才未満) : 450円/人
(消費税別)

<適用外>

- ① 2才未満の幼児
- ② 乗継ぎ旅客
- ③ 外国の国賓および随行員
- ④ 入国管理法や難民認定法により国外退去や日本への入国を拒否されたもの
- ⑤ やむを得ない理由(技術的なトラブル、天候不良等)により出発便が翌日以降に遅れた便の旅客

(2) 対象となる施設・設備

施設使用料が航空旅客に対して賦課することに鑑み、航空旅客のみが使用するセキュリティチェック後のゲートラウンジ、コンコース等の施設とボーディングブリッジに係る経費を対象とした。

(3) 料金算出方法

施設使用料対象施設の建設および運営に要するコスト(減価償却費、借入金利、諸税、清掃費等)と対象



5月20日供用開始する新国際線旅客ターミナルビル

旅客からの収入を長期的な期間で予測し、収支均衡となる額を基礎としたうえで、旅客の負担力等も勘案して設定した。

(4) 徴収方法

旅客の支払いの不便さを解消するため、航空会社が航空券発券時に航空券に表記して徴収し、後日社内に納入する方法とした。

なお、航空券上で徴収する場合 IATA（国際航空運送協会）への登録手続きが必要になるが、成田空港が本年1月1日からこの方法に変更したことや、日本航空の協力によりスムーズに登録することができた。

また、料金の精算、航空会社への手数料について

は、現在 BOAR（在日航空会社代表者会議）および AOC（福岡空港航空会社連合会）と協議中である。

4. おわりに

今回新たに施設使用料を徴収することは、利用者から様々な面で注目されることとなろう。当社としては、施設グレードの改善、アメニティ施設の充実、交通弱者への配慮等により、施設面で利用者への利便性・快適性を向上させるとともに各種情報の提供や接客サービスの向上等ソフト面での充実にも努めていく所存であり、皆様の一層のご協力とご理解をお願いする次第である。

＜注＞施設使用料徴収の法的根拠について

福岡空港における施設使用料は空港管理則第16条の規定に基づく運輸省告示によって設定されたものであるが、成田及び関空の旅客サービス施設使用料はこれとは別の法的根拠による。即ち成田空港の場合は新東京国際空港公団法に基づく公団の内部規定である「旅客サービス施設供用規程」によってい

る。関西空港の場合も同様で、関西国際空港株式会社法に基づく内部規定によって設定されている。

今回改正の運輸省告示には国際、国内の区別はなく、旅客に対する利便施設の提供について費用の一部を受益者に負担してもらうというものである。従って今後は国内線施設への適用もありうる。

（編集部）